

「国の債権管理等に関する行政評価・監視」の勧告に対するその後の改善措置状況

【勧告先】 11府省（内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

【勧告日】 平成27年6月5日 【1回目の回答日】 平成27年12月14日～12月24日 【2回目の回答日】 平成28年12月21日～29年1月19日

主な勧告事項

1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施

適切な債権管理が行われていないと指摘した207件の債権について

- ・回収できる見込みのある債権は早急に債権回収のために必要な措置を講ずること
- ・回収の見込みがないと判断できる債権は早急に不納欠損処理を行うこと

(10府省)

有効な時効中断措置を講じず、債権を消滅させた例があった機関について

- ・債権の各段階に応じた措置等の進行管理を徹底すること
- ・優先的に強制履行の請求等を実施すべき債権の明確な判断基準を設定すること

(9府省)

主な改善措置状況

10府省が管理する207件の債権のうち、

- ・全額又は一部回収済みの債権：19件
- ・回収に向けて必要な措置（例：督促状送付）を講じた債権：18件
- ・不納欠損処理した債権：170件

9府省37機関全てにおいて、

- ・債権の管理状況を俯瞰（ふかん）できるリスト等を作成して債権の進行管理を徹底
- ・強制履行の請求等を実施すべき判断基準を設定等の対応

主な勧告事項

2 滞納の拡大防止対策等の的確な実施

労働者災害補償保険年金の過払い抑制のため、一部の受給者の年1回の生存確認にとどまっている住基ネットの活用について、その対象範囲及び回数を拡大すること
(厚生労働省)

国有地の貸付料等の滞納額の拡大防止等のため、督促を繰り返しても完納しない未納者に対し、原則更新を認めない等の措置を講ずること
(内閣府、農林水産省)

契約等に伴い発生する債権の債務者へ連絡が取れなくなっている例があった機関については、債権の発生時等に債務者から同意を得た上で勤務先の情報を得る仕組みを構築すること
(4府省)

主な改善措置状況

システムの改修を実施し、住基ネットの活用対象範囲を年金受給者全体に拡大するとともに、回数を年6回に拡大

【内閣府（1機関）】

督促を繰り返しても弁済しない債務者を法的措置対象者とする明確な判断基準を規定したマニュアルを策定

【農林水産省（3機関）】

債権管理マニュアル等に沿った対応に加え、関係通知を改正し、滞納の拡大防止等を徹底

4府省7機関全てにおいて、勤務先の情報を得る仕組みを構築

国の債権管理等に関する行政評価・監視に基づく勧告に対する 改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成26年5月～27年6月
- 2 対象機関 調査対象機関：内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
関連調査等対象機関：日本年金機構、市（2）

【勧告日及び勧告先】 平成27年6月5日 内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省

【回答年月日】 平成27年12月14日～27年12月24日

内閣府	平成27年12月18日	総務省	平成27年12月14日	法務省	平成27年12月18日
外務省	平成27年12月14日	財務省	平成27年12月17日	文部科学省	平成27年12月15日
厚生労働省	平成27年12月22日	農林水産省	平成27年12月17日	国土交通省	平成27年12月21日
環境省	平成27年12月24日	防衛省	平成27年12月16日		

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成28年12月21日～29年1月19日

内閣府	平成29年 1月11日	総務省	平成28年12月21日	外務省	平成29年 1月12日
文部科学省	平成29年 1月12日	厚生労働省	平成29年 1月12日	農林水産省	平成29年 1月12日
国土交通省	平成29年 1月19日	環境省	平成29年 1月11日	防衛省	平成28年12月21日

【調査の背景事情】

- 平成25年度末時点における国の歳入金債権全体の現在額は、一般会計と特別会計を合わせて約8.2兆円。このうち履行期限が到来した債権は約2.7兆円に上っている
- 我が国の厳しい財政状況を踏まえると、国の債権を適切に管理・回収することは、国の財政上の利益を確保するための各府省共通の課題であるだけでなく、債務者間の不公平やモラルの低下を招かないようにするためにも重要
- この調査は、以上のような状況を踏まえ、国の債権管理等の事務の適切かつ効率的な実施を図る観点から、国の債権の管理業務の実施状況及び滞納の拡大防止対策等の実施状況を横断的に調査

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>① 当省が指摘した事例のうち、回収できる見込みのある債権については、債権回収のために必要な措置を早急に講ずること、また、消滅時効が完成するなど既に回収の見込みがないと判断できる債権については、早急に不納欠損処理を行うこと。(内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<div data-bbox="1133 240 2065 328" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>→1 回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況 ⇒2 回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>→ 指摘した 10 府省が管理する 207 件の債権のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額回収済みが 6 件 ・ 一部について回収し、残額は不納欠損処理又は債権の回収に向けて必要な措置を講じたものが 7 件 ・ 債権の回収に向けて必要な措置を講じたものが 23 件、当該措置を講ずる予定のものが 3 件 ・ 回収の見込みがないと判断し不納欠損処理したものが 144 件、当該処理する予定のものが 24 件 <p>⇒ 指摘した 10 府省が管理する 207 件の債権のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額回収済みが、前回の回答以降新たに 2 件措置され、8 件 ・ 一部について回収し、残額は不納欠損処理又は債権の回収に向けて必要な措置を講じたものが、前回の回答以降新たに 4 件措置され、11 件 ・ 債権の回収に向けて必要な措置を講じたものが、前回の回答以降一部を回収し、一部を不納欠損処理するなどして 18 件 ・ 回収の見込みがないと判断し不納欠損処理したものが、前回の回答以降新たに 26 件不納欠損処理し、170 件

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 強制履行の請求等を的確に実施しないまま、有効な時効中断措置を講じず、債権を消滅させた例があった機関については、債権の管理状況を俯瞰（ふかん）できるリスト等を作成するなどして債権の各段階に応じた措置等の進行管理を徹底するとともに、各機関が管理する債権の件数等の実情を踏まえ、優先的に強制履行の請求等を実施すべき債権の明確な判断基準を設けること。（内閣府、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）</p> <p>③ 適切な債権管理事務の実施の確保に資するため、各府省が不納欠損処理した債権について、不納欠損処理の事由等が明らかとなるようホームページで定期的に公表する仕組みを整備すること。（財務省）</p> </div> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例がみられた（10 府省等、15 機関、計 24 事例）。 ○ 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難 	<p>→ 指摘した 9 府省 37 機関のうち、債権の管理状況を俯瞰（ふかん）できるリスト等を作成するなどして債権の各段階に応じた措置等の進行管理を徹底した機関が 8 府省 23 機関、その予定であるとした機関が 2 府省 14 機関</p> <p>また、各機関が管理する債権の件数等の実情を踏まえ、優先的に強制履行の請求等を実施すべき債権の明確な判断基準を設けた機関が 7 府省 26 機関、その予定であるとした機関が 2 府省 11 機関</p> <p>⇒ 指摘した 9 府省 37 機関全てにおいて、債権の管理状況を俯瞰（ふかん）できるリスト等を作成するなどして債権の各段階に応じた措置等の進行管理を徹底した。</p> <p>また、指摘した 9 府省 37 機関全てにおいて、各機関が管理する債権の件数等の実情を踏まえ、優先的に強制履行の請求等を実施すべき債権の明確な判断基準を設けるなどした。</p> <p>→ 各府省が不納欠損処理した債権について、不納欠損処理の事由等が明らかとなるよう、各府省に対し、「国の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勸告に対応した国の債権の不納欠損処理に係る情報開示について」（平成27年6月30日付け財計第2384号財務省主計局長通知）を発出し、平成27年度決算分から、各府省において、毎年度の決算の国会提出後速やかに各府省のホームページに掲載する方法により公表することとした。</p> <p>⇒ 措置済み</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>となっている例がみられた（10 府省等、37 機関、計 159 事例）。</p> <p>○ 既に債権が消滅しているにもかかわらず、1 年以上不納欠損処理を行っていない例がみられた（4 府省等、5 機関、計 11 事例）。</p> <p>2 滞納の拡大防止対策等の的確な実施</p> <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 厚生労働省は、死亡による失権者に対する労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、一部の年金受給者の年 1 回の生存確認にとどまっている住基ネットの活用について、その対象範囲及び回数の拡大を検討し、必要な措置を講ずること。</p> </div> <p>（調査結果）</p> <p>○ 労働者災害補償保険年金のうち障害（補償）年金の支給について、過払いを抑制するために、住基ネットとのデータ突合を年 1 回行うことによつて受給者の生存確認を行っている。</p> <p>○ しかし、障害（補償）年金が偶数月ごとに年 6 回支給されるのに対し、住基ネットとのデータ突合による受給者の生存確認を年 1 回しか実施していない。</p> <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 国土交通省は、道路占用料の滞納額の拡大を防止するため、各地方整備局等に通知した「占用料未納債権の拡大防止について」について、改めて、各地方整備局等に周知を行い、運用の徹底を図ること。</p> </div> <p>（調査結果）</p> <p>○ 道路占用料の未納者に対する占用許可の不更新等の措置が徹底されていない例がみられた（6 国道事務所等、計 9 事例）。</p>	<p>→ 死亡による失権者に対する労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、現在一部にとどまっている住基ネットの活用について、その活用対象範囲及び回数を拡大できるよう、システム改修等を実施している（平成 28 年 12 月完了予定）。</p> <p>⇒ 死亡による失権者に対する労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、一部にとどまっていた住基ネットの活用について、平成 28 年 7 月から、その活用対象範囲を年金受給者全体に拡大するとともに、回数を年 6 回に拡大した。</p> <p>→ 道路占用料の滞納額の拡大を防止するため、各地方整備局等に通知した「占用料未納債権の拡大防止について」について、改めて、平成 27 年 6 月に各地方整備局等に「占用料未納債権の拡大防止の徹底について」として周知を行い、運用の徹底を図った。</p> <p>⇒ 措置済み</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <p>③ 国有地の貸付料等を滞納しているにもかかわらず、使用の継続を認めて滞納額を拡大させている例があった機関については、督促を繰り返しても完納しない未納者に対して、原則更新を認めないなどの措置を講ずること。(内閣府、農林水産省)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 国有地の貸付料等を滞納しているにもかかわらず、使用の継続を認めて滞納額を拡大させている例がみられた(2府省等、4機関、計7事例)。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>→ 勸告で指摘を受けた内閣府沖縄総合事務局については、事案の進行管理やチェック体制を強化するため、督促を繰り返しても弁済しない債務者(支払意思のない者)を法的措置対象者とする明確な判断基準を規定した収納未済債権管理マニュアルを、平成27年11月に策定した。</p> <p>⇒ 措置済み</p> <p>【農林水産省】</p> <p>→ 林野庁においては、国有地の貸付料等を支払わず、督促を繰り返しても納入しない未納者に対して原則更新を行わないこと等、債権管理マニュアル等に従った適切な対応の徹底について指示した。</p> <p>また、平成27年7月に林野庁及び各森林管理局に債権管理の在り方を検討するための体制を整備しており、今後の検討を踏まえ、滞納の拡大防止対策を含む債権管理の適正化に関する改善通知等を27年度末までに発出する予定である。</p> <p>⇒ 滞納の拡大防止対策を含む関係通知の改正を平成28年3月に行うとともに、その周知と併せて債権管理の適正化に関する通知を同年4月に各森林管理局に対し発出した。</p>
<p>(勸告要旨)</p> <p>④ 総務省は、無線局の運用停止命令基準等について、電波利用料の滞納拡大防止の効果を検証し、その結果を踏まえ、新たな滞納額を発生させないためのより実効ある措置を講ずること。また、講じた措置について、総合通信局等ごとに、その効果を定量的かつ定期的にフォローアップすること。</p>	<p>→ 無線局の運用停止命令基準等について、平成27年度中に電波利用料の滞納拡大防止の効果を検証する予定である。また、当該検証結果を踏まえ、新たな滞納額を発生させないためのより実効ある措置を検討する。</p> <p>⇒ 無線局の運用停止命令基準等を含め、電波利用料の滞納拡大防止の措置の在り方を検討した結果、新たな滞納額を発生させないための実効ある措</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(調査結果)</p> <p>○ 6 総合通信局等において、毎年度電波利用料の滞納者が存在していたが、滞納のみを理由として無線局の運用停止命令を出された例がみられなかった。</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑤ 債務者からの申請や債務者との契約に伴い発生する債権を管理する機関のうち、未納者が転居等によって所在不明となり、連絡が取れなくなっている例があった機関については、債権の発生時等に債務者から同意を得た上で勤務先の情報を得る仕組みを構築すること。(外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 滞納発生後に債務者の所在が不明となり、債務者との連絡手段が途絶え、債権回収が困難となっている例がみられた(4 府省等、7 機関、計 27 事例)</p>	<p>置として、債務者に応じた納付指導や財産調査の充実を図るため、平成 28 年にシステム改修を実施した。</p> <p>→ 指摘した4府省7機関のうち、債権の発生時等に債務者から同意を得た上で勤務先の情報を得る仕組みを構築した機関が3府省4機関、その予定であった機関が2府省3機関</p> <p>⇒ 指摘した4府省7機関全てにおいて、債権の発生時等に債務者から同意を得た上で勤務先の情報を得る仕組みを構築した。</p>